

強度行動障害に関する 集中的支援加算（Ⅰ）の運用開始について

令和7年3月

兵庫県 福祉部 障害福祉課
身体・知的障害福祉班

目 次

- I 強度行動障害の概要
- II 強度行動障害に関する県の支援施策
- III 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による強度行動障害に対する支援体制の充実
- IV 今後の県の強度行動障害者支援施策

I 強度行動障害の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところ。

また平成30年度報酬改定において、生活介護についても「重度障害者支援加算」の対象とし、障害児通所支援については「強度行動障害児支援加算」を創設した。

さらに令和3年度報酬改定において、グループホームで新たに区分4以上も「重度障害者支援加算」の対象とし、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。その結果支援対象者が拡大している。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民健康保険団体連合会データ)

県内推計約3,000名

のべ68,906人（令和3年10月時点）



重度訪問介護
1,079人



行動援護
12,117人



短期入所（重度障害者支援加算） 4,994人
施設入所支援（重度障害者支援加算Ⅱ） 21,933人
福祉型障害児入所施設（強度行動障害児特別支援加算） 15人

（行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている）



共同生活援助（重度障害者支援加算Ⅰ）4,618人
（重度障害者支援加算Ⅱ）2,759人



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算）3,451人
児童発達支援（強度行動障害児支援加算）307人



生活介護（重度障害者支援加算）
17,633人

（参考）平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている。

目 次

- I 強度行動障害の概要
- II 強度行動障害に関する県の支援施策**
- III 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による強度行動障害に対する支援体制の充実
- IV 今後の県の強度行動障害者支援施策

Ⅱ 強度行動障害に関する県の支援施策

対応
困難度

高

中

低

② 強度行動障害地域生活支援事業（R1～）

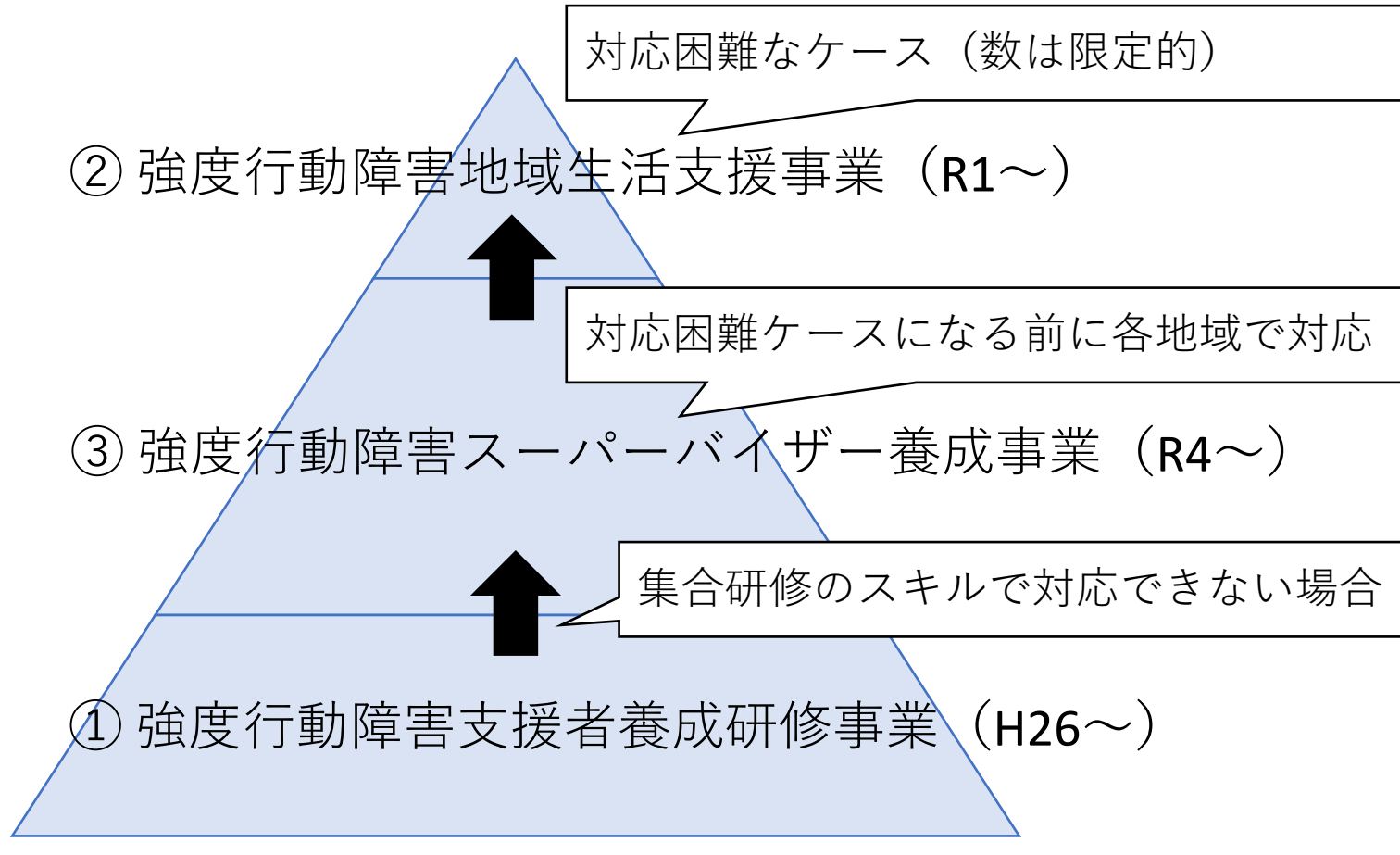
対応困難なケース（数は限定的）

③ 強度行動障害スーパーバイザー養成事業（R4～）

対応困難ケースになる前に各地域で対応

① 強度行動障害支援者養成研修事業（H26～）

集合研修のスキルで対応できない場合



Ⅱ 強度行動障害に関する県の支援施策

① 強度行動障害支援者養成研修事業（H26～）

[対 象]

- ・ 障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害を有する児者を支援する業務に従事している者

[内 容]

- ・ 従事者として身に付けるべき「基礎的な知識（基礎研修）」及び「初歩的な支援計画の立案方法（実践研修）」
- ※ 国カリキュラムに準じる

Ⅱ 強度行動障害に関する県の支援施策

② 強度行動障害地域生活支援事業（R1～）

[対 象]

- ・ 緊急に支援の必要が認められる強度行動障害を有する者

[内 容]

- ・ **集中支援機関において、行動障害を低減する集中支援を概ね 3 ヶ月間実施**（集中支援）
- ・ 通所施設の職員等が、集中支援実施時に 1 ヶ月間実際に支援を行い、支援方法等を習得（地域支援）
- ・ 安定した生活の維持のため、その後の現状把握や改善に向けた助言等を実施（アフターフォロー）

Ⅱ 強度行動障害に関する県の支援施策

③ 強度行動障害スーパーバイザー養成事業（R4～）

[対 象]

- ・ 地域の核となる施設（各圏域 1 施設ずつ）

[内 容]

- ・ 実践的なコンサルティング方式の研修により、地域の核となる指導施設を養成

⇒ **修了者は地域の核として、地域内の施設に対して助言指導を行う事を想定**

- ・ 原則月 1 回の研修により、3 ヲ年をかけて、指導スキルを含めた知識や技術を習得（1 年目：基礎習得、2 年目：反復実践、3 年目：指導スキル）

目 次

- I 強度行動障害の概要
- II 強度行動障害に関する県の支援施策
- III 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による強度行動障害に対する支援体制の充実**
- IV 今後の県の強度行動障害者支援施策

Ⅲ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による 強度行動障害に対する支援体制の充実

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる・構造化の意味を説明できる・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる・特性を活かした支援を提案できる 等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する・地域の支援体制づくりを牽引する・支援マネジメント、組織マネジメント 等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい・一人一人の特性に合わせやすい・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上することが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

Ⅲ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による 強度行動障害に対する支援体制の充実

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支援、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

Ⅲ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による 強度行動障害に対する支援体制の充実

集中的支援の2類型		
区 分	事業所訪問型(Ⅰ)	居住支援活用型(Ⅱ)
対象者	強度行動障害を有する児者※ であり、状態が悪化し、 現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者	
事業内容	広域的支援人材が 状態等が悪化した利用者が利用する 事業所等を訪問し、事業所の支援者と協力しながら 当該利用者に対して 集中的支援を実施	状態が悪化した利用者に対して、 施設入所支援等の居住支援系サービスを活用して居住の場を移し、集中的支援を実施 。終了後は元の住まいに戻る
加 算	1,000単位/回 ※事業所に対して加算され、事業所から広域的支援人材に対して別途報酬を支払う	500単位/日
兵庫県での 開始見込	令和7年4月～	出来るだけ早期の開始を目指す ※令和7年度は強度行動障害地域生活支援事業で対応予定

※者にあつては行動関連10点以上である者、児にあつては強度行動障害判定表20点以上であるもの

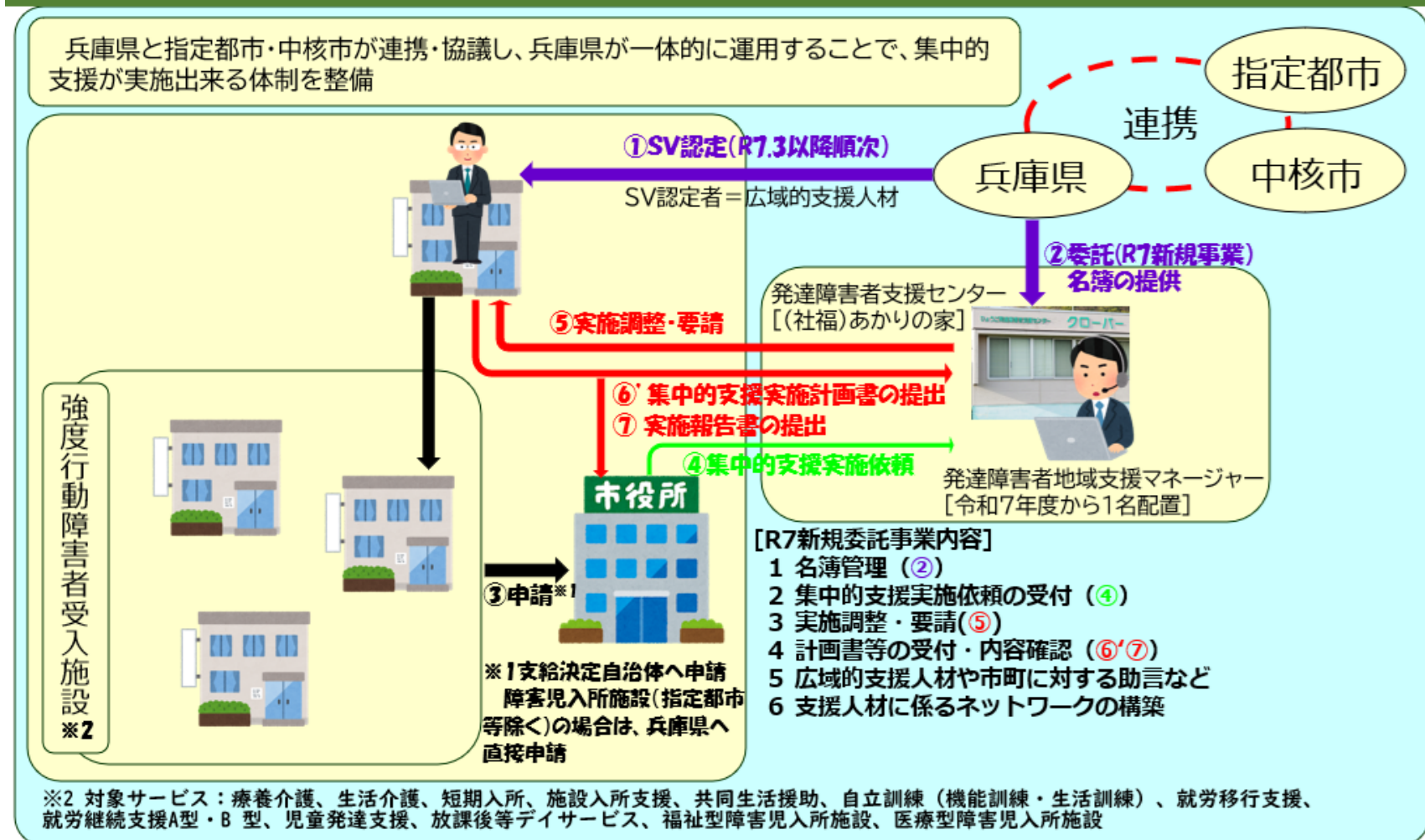
目 次

- I 強度行動障害の概要
- II 強度行動障害に関する県の支援施策
- III 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による強度行動障害に対する支援体制の充実
- IV 今後の県の強度行動障害者支援施策**

IV 今後の県の強度行動障害者支援施策

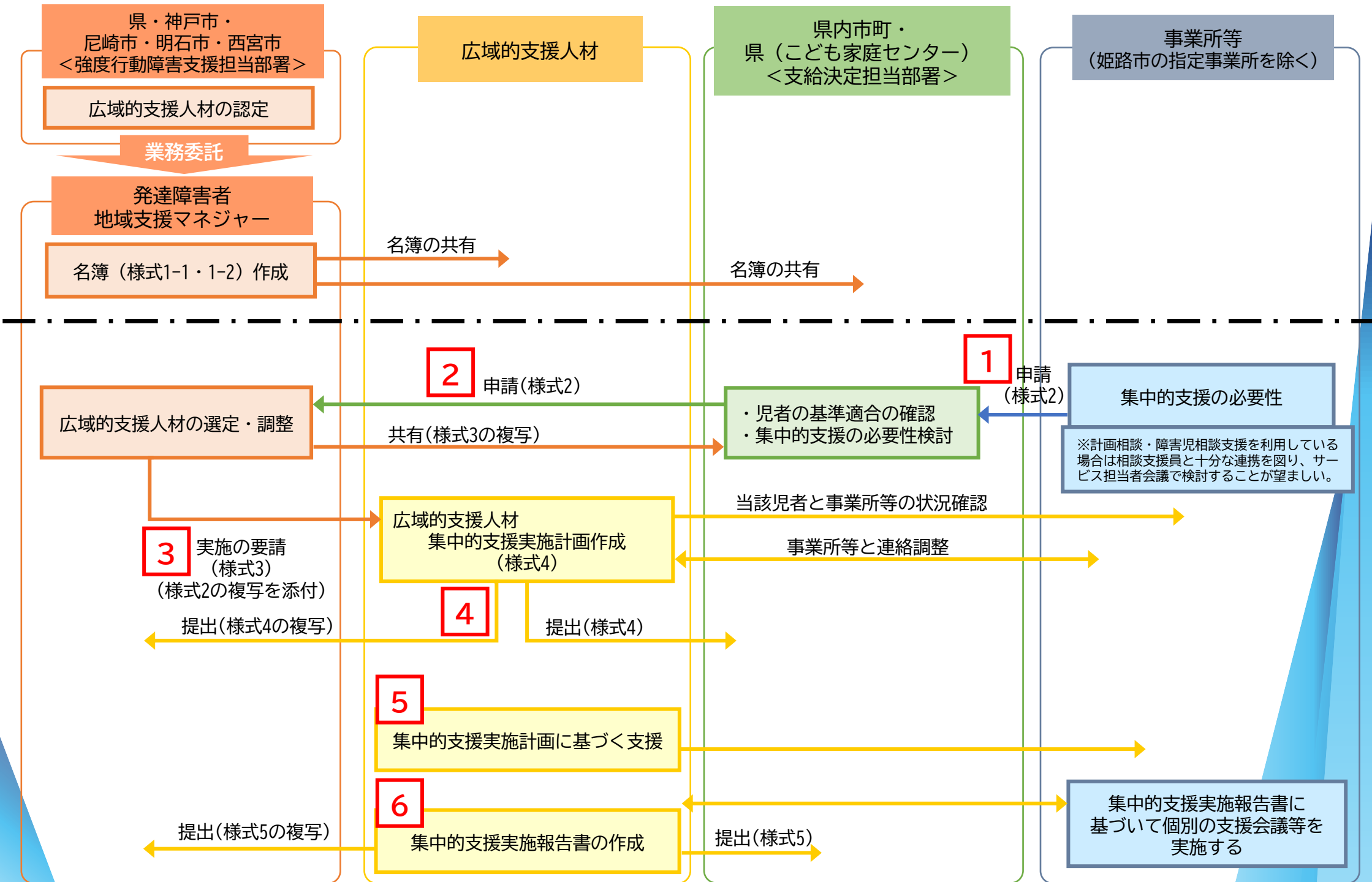
令和7年度より新たに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、関係機関と連携しながら、広域的支援人材（強度行動障害SV等を活用）の派遣調整を行う。

強度行動障害 集中的支援の実施にかかる事務手続き（イメージ）



集中的支援加算の申請手続の流れについて <兵庫県版>

※こども家庭庁・厚生労働省資料を加工



集中的支援を実施する障害児者の受給者証を確認し、支給決定自治体（支給決定担当部署）に実施申請書を提出してください。

対象サービス	受給者証の発行者	実施申請書提出先
療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス	神戸市	各区役所・北須磨支所の保健福祉課(支給決定担当部署)
	神戸市以外の40市町	各市役所・町役場の障害福祉担当課(支給決定担当部署)
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	神戸市	神戸市こども家庭センター
	明石市	明石こどもセンター
	兵庫県	受給者証に記載のこども家庭センター

※姫路市が指定する事業所等については、姫路市障害福祉課にご相談ください。

2

上表に記載の全サービス

兵庫県発達障害者地域支援マネジャー（TEL： 079-671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇504-1 メール： akari@akari-jyousei.or.jp 社会福祉法人あかりの家内）